

江戸川区公共調達審査会
会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 多田 正見



諮 問 書

社会的要請型総合評価一般競争入札における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公共調達基本条例第 18 条第 2 項及び 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件	江戸川区立船堀小学校改築に伴う電気設備工事における落札者の選定並びにその理由について
江戸川区立船堀小学校改築に伴う電気設備工事における落札者決定基準に基づき、落札者の選定並びにその理由を聴取します。	

【参考：江戸川区公共調達基本条例】

(落札者の決定)

第十八条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札においては、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しなければならない。

2 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定するときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定したときは、落札者の決定の理由及びそれに対する江戸川区公共調達審査会の意見を公表しなければならない。

平成 24 年 4 月 27 日

江戸川区長 多田 正見 殿

江戸川区公共調達審査会
会長 鈴木 孝男



答 申 書

平成 24 年 2 月 28 日付け、11 総用送第 379 号で諮問のあった江戸川区立船堀小学校改築に伴う電気設備工事における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公共調達基本条例第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案 件 名	江戸川区立船堀小学校改築に伴う電気設備工事における落札者の選定並びにその理由について
審議結果・ 答申内容	<p>別紙、江戸川区立船堀小学校改築に伴う電気設備工事落札者選定の採点表のとおり、「第 1 グループ」を落札者として選定します。</p> <p>【選定理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 社会的要請に対し、多くの実績及び積極的な提案があり、総合評価点も高い。・ 教育活動及び地域諸行事への協力について、積極的に取り組んでいる。・ 今回工事及び過去工事の区内下請率については、積極的に区内下請業者を採用し、地域経済の活性化に配慮して取り組んでいる。・ 品質確保への取り組みについて、積極的な提案をしている。

江戸川区立船堀小学校改築に伴う電気設備工事 落札者選定の採点表

入札参加者	入札価格(円)	価格点 (A)	社会的要請点										評価点 (A+B)	備考	
			災害・緊急時対応	教育活動・地域諸行事への協力	環境配慮	地域社会貢献、地域政策全般に関する取組	区内下請業者等	従業員の安定雇用・能力向上	地域経済の活性化全般に関する取組	品質確保への取組	工事成績	工事に関する提案(安全対策等)			社会的要請点計(B)
第1グループ	¥261,000,000	22.92	3.10	4.50	1.90	1.90	12.00	2.90	1.90	5.00	4.00	1.80	39.00	61.92	
第2グループ	¥278,000,000	0.12	3.30	2.20	1.20	0.70	9.00	2.60	1.20	2.10	1.40	1.00	24.70	24.82	

※ 価格点及び社会的要請点は、小数点以下第三位を四捨五入し、第二位までで表示している。